

資料編

策定経過

年 月 日	事 項	備 考
令和2年8月	アンケート調査の実施	町内にお住まいの障がいのある方、障がいの施設等入所者で本町のサービスを利用している方509名に配布し、256名の方から回答を得た。(回収率:50.3%)
令和2年9月	関係団体へのヒアリング調査の実施	町内の障がい者福祉に関する団体(大多喜町身体障害者福祉会、大多喜町手をつなぐ親の会)の代表者に事前にヒアリングシートを配布し、調査当日に直接聴き取り調査形式で実施。
令和2年9月24日	第1回策定委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の概要及びスケジュール ・現行計画の進捗状況の報告
令和2年10月27日	第2回策定委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果の報告 ・計画骨子案の検討
令和2年12月9日	第3回策定委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案の検討 ・障がい福祉サービス見込量の検討
令和2年12月28日 ～令和3年1月18日	町民意見照会の実施	
資料発送 令和3年1月29日 意見締切 令和3年2月10日	第4回策定委員会開催 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等への意見募集及び千葉県への意見照会の結果報告 ・計画案の承認

大多喜町障がい者計画等策定委員会委員名簿

関係種別	氏名	所属
町議会議員 (第1号委員)	吉野 一男 【副委員長】	大多喜町議会議員
保健医療関係 (第2号委員)	鶴岡 義明	医療法人白百合会 大多喜病院院長
障害者団体関係者 (第3号委員)	渡邊 國彰	大多喜町身体障害者福祉会 会長
	末吉 由子	大多喜町手をつなぐ親の会
地域福祉関係者 (第4号委員)	菅野 忠雄 【委員長】	大多喜町社会福祉協議会 会長
福祉施設関係者 (第5号委員)	石山 達也	いすみ地域活動支援センター レインボー 管理者
	河野 千壽子	NPO 法人上総小農苑「めぐり」 管理者
	西尾 明	社会福祉法人うぐいす会「風の村」 施設長
	中島 展	一般社団法人 こども未来共生会 理事長
教育関係者 (第6号委員)	年光 克水	千葉県立夷隅特別支援学校 校長
	新島 淳子	町小中学校校長会会長 大多喜小学校 校長
国・県の行政機関関係者 (第7号委員)	梶 健郎	夷隅健康福祉センター 副センター長

(敬称略)

大多喜町障害者計画等策定委員会条例

令和 2 年 3 月 6 日

条例第 9 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画(以下「障害者計画」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画(以下「障害児福祉計画」という。)の策定に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、大多喜町障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画(以下「計画」という。)の策定に関する事項
- (2) 計画策定に係る総合調整に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 13 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 保健医療関係者
- (3) 障害者団体関係者
- (4) 地域福祉関係者
- (5) 福祉施設関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 国又は県の行政機関関係者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害者福祉事務を担当する課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第95号）の一部を次のとおり改正する。

別表中「障害者計画及び障害福祉計画策定委員」を「障害者計画員会委員」に改める。

用語解説

初出頁	用語	解説
あ行		
74	アセスメント	福祉の分野では、援助活動を行う前に行われる評価、利用者の問題の分析から援助活動の決定までのことを指す。
40	夷隅地区自立支援協議会	勝浦市、いすみ市、大多喜町及び御宿町に居住する障がい児及び障がい者への支援体制に関する課題について、情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場。
34	一般就労	労働基準法等に基づく雇用関係による一般の企業や公的機関への就労のこと。
86	医療的ケア児	NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
か行		
66	基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援を実施する。
27	権利擁護	自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、生活を送る上で必要なすべての権利を保障するという考え方。
3	合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。
さ行		
71	作業療法	身体または精神の障がいに対し、応用動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、日常生活にかかわる作業について諸活動（作業）を通し機能回復を目的とした訓練を行うこと。
8	肢体不自由	身体障がいの一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。
40	社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。略称は「社協」。

初出頁	用語	解説
77	社会福祉士	医療・福祉・教育・行政機関等にて、身体的・精神的・経済的なハンディキャップのある人からの相談に対して、助言や指導、援助を行う専門職のこと。
44	手話通訳者	手話により聴覚障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する者。主に都道府県が認定した民間機関が実施する試験等に合格し、都道府県の審査を受けて認定される。
2	障害支援区分	障害者自立支援法で定める障害福祉サービスを利用する際に必要な区分で、障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す。区分は介護の必要度により、1から6までの6段階に分けられる。
1	障害者基本法	障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。
2	障害者権利条約	すべての障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約で、2006年12月13日に第61回国連総会において採択された。正式名「障害者の権利に関する条約」。
3	障害者差別解消法	障害者基本法の基本的な理念に沿って、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置（合理的配慮の提供）等を定めた法律。これにより、差別の解消を推進し、障がいのある人もない人もともに暮らせる社会を目指すことを目的としている。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。
1	障害者総合支援法	障がいの有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。
1	障がい福祉計画	障害者総合支援法の規定に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して定める計画。国が示す基本指針に即して策定することが義務付けられている。
85	職親制度	知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の職親に知的障がい者を一定期間預け、生活指導や技能取得訓練等を行うことによって、雇用を促進し自立更生を図ることを目的とした制度。
37	自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービス。機能訓練と生活訓練の2種類がある。
7	身体障害者手帳	身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分される。

初出頁	用語	解説
11	精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障がいによって1級から3級までに区分される。
77	精神保健福祉士	精神保健福祉士法に基づく資格であり、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受けている人や、精神障害者の社会復帰の促進を目的とする施設を利用している人の地域相談支援の利用に関する相談、もしくはその他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。
3	成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が困難な人を保護するための民法上の制度で、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約を適切な保護者（後見人・保佐人・補助人）が代行して行うことで、本人の権利を守る制度です。
74	相談支援専門員	障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行う他、サービス利用計画を作成する者。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。
た行		
3	地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。
62	地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に支援を受けられる体制のこと。
46	特別支援学校	視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。平成19年の学校教育法改正に伴い、盲学校、聾学校及び養護学校が統合されたもの。
46	特別支援教育コーディネーター	学校内、または福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口の役割を担う者として学校に配置する教育的支援を行う人。
な行		
2	難病	難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものを指す。
60	ノーマライゼーション	障害を持っている人でも、障害のない人と同様に生活できる社会の実現に向けた取り組みのこと。また、その考え方。

初出頁	用語	解説
は行		
2	発達障がい	発達障害者支援法による発達障害とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義づけられている。
33	福祉的就労	一般就労が困難な障害のある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。
42	法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人等となり、障がい者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
3	法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障害者雇用の割合。
や行		
32	要約筆記	聴覚に障がいのある人に、会議や講義、会話などの内容を要約し、手書きやパソコン等で文字化して伝えること。
ら行		
33	ライフステージ	人生を、年齢に応じていくつかの段階に区分したもの。主に乳幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老人期等の段階に分けられる。
71	理学療法	病気・けが・高齢・障がい等によって運動機能が低下した状態にある人に対し、運動機能の維持・改善を目的に運動・温熱・電気・水・光線等の物理的手段を用いて行う治療法のこと。
31	リハビリテーション	運動障害の機能回復訓練を行い、環境に適応させるだけでなく、人生そのものを含む生活の質（QOL）の向上や、社会統合を実現するためのあらゆる手段のこと。
31	療育	障がいのある子どもの障がいを軽減し、自立して生活するために必要となる能力が得られるよう、治療・訓練と社会生活に必要な生活知識や技術等の教育・指導をあわせて行うこと。
10	療育手帳	知的障がい児及び知的障がい者を対象に都道府県知事が交付する障がい者手帳。児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された場合に受けることができる。一貫した指導相談を実施し、各種援護措置を受けやすくすることを目的とする。

大多喜町障がい者施策推進計画

令和3年3月

編集 大多喜町健康福祉課社会福祉係

〒298-0292 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93番地

電話：0470-82-2168

FAX：0470-82-4461

